

令和6年度

事業計画

社会福祉法人

旭川市社会福祉協議会

令和6年度事業計画

I はじめに

旭川市社会福祉協議会は、昭和26年に制定された社会福祉事業法（現：社会福祉法）に基づき昭和26年7月25日に設立され、昭和28年4月に社会福祉法人として設立認可された。

法制定後の昭和27年5月の厚生省通知では、社会福祉協議会は「郡市町村の地域住民に対し、住民の社会福祉に関する関心と理解を深め、各種機関、団体の行う福祉活動の連絡調整を図ることによって**地域社会の福祉を増進する**という**社会福祉協議会の目的理念**を各種関係機関（福祉事務所、市役所、町村役場、公私社会福祉事業施設、民生委員等。）を通じ、具体的な例をもつて啓蒙し、地域住民の十分な理解と協力のもとに自発的且つ民主的に組織されるよう努めること」と示されていたように、当時は、事業者間の連絡調整が主な役割だった。しかし、その後、住民参加による福祉を目的とする事業の実施が中心となる実態から、2000年（平成12年）の社会福祉事業法（現社会福祉法）改正では、地域福祉の担い手として明確に位置付けられ、同時に「市町村の地域福祉計画の策定手続き」についても、法において規定された。

平成27年9月、厚生労働省の検討PTは、少子高齢社会の到来など社会経済情勢が大きく変化し、地域や家族内の支援力が低下している状況の中で、複雑化する支援ニーズへの対応等のため「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」と題した報告を行った。この報告では、具体的に様々な支援ニーズに対応する地域包括支援体制の構築等について言及している。

翌年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」では、「地域共生社会の実現」が盛り込まれ、平成30年4月施行の改正社会福祉法では、①「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念、②この理念を実現するため、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨、③地域福祉計画の充実（策定の努力義務化）が規定され、続く令和3年4月の改正社会福祉法では、重層的支援体制整備事業が制度化されることになった。

市ではこうした最近の国の動向等も踏まえ、令和4年に「**地域共生社会の実現に向けた施策の推進に関する条例**」を制定。この条例において、地域共生社会の実現に向けた社会福祉協議会の役割が規定されることになった。

本会では、平成31年3月に、市の「第4期地域福祉計画」と整合性を図った「第6期地域福祉活動計画」を、令和3年3月には、法人としてのガバナンス強化、悪化する財政状況改善等のために「経営改善計画2021」を策定した。これらの計画策定以降の2020年（令和2年）からは、新型コロナウイルス感染症が日本も含め、急速に世界中に拡大し、感染拡大防止のために本会の地域福祉に係る様々な活動も低迷し、道社協から受託する生活福祉資金の特例貸付も7千件を超えるなど、市民生活にも深刻な影響を与えることになった。

こうした中であって、本会では計画に基づき、包括的な支援体制の検討、法人後見事業の実施、法人としてのガバナンス強化のための各種規程の制定・改廃、事務局体制の整備、同一労働同一賃金を踏まえた人事給与制度の改革等を進め、一方で、「すずかけ」における介護保険事業の廃止、配食サービス事業の市への受託返上などの取組も実施したが、経営面では、依然として基金・積立金を取り崩す状況が続いた。

令和6年度は、市と社協が一体となって策定作業を進めた新たな地域福祉計画・地域福祉活動計画のスタートの年である。計画の基本理念は「普段の暮らしの中で 誰もがその人ら

しく「しあわせに生きるための あたたかいつながりが 育まれる地域」とし、4つの目指す地域像を掲げ、市、社協、市民・事業者等の連携協力の下で具体的な取組を進めることとした。

新年度の資金収支予算の作成にあたっては、ここまでに記載したように制度発足から最近の本会を取り巻く環境や社会福祉協議会としての本来的な役割が何であるのかを考慮しつつ、新たな地域福祉計画・地域福祉活動計画の方向性を踏まえ、地域福祉の推進に寄与する事業を積極的に検討すること、課題となっていた介護保険事業、障害福祉サービスの方向性を整理すること、また、「すずかけ」の活用や基金・積立金の有効活用を図ること等を示し、検討を行った。

II 令和6年度の重点的取組

1 地域福祉の推進

重層的支援体制整備については、地域まるごと支援員を2名増員して10名体制とし、よりきめ細かに包括的な援が行えるよう取り組むとともに、地域づくりを強化する。また、増員に伴い職員体制を2分割し本会が保有する「すずかけ」に一部を配置することにより、地区ボランティアセンターの設置を促進するなど、「すずかけ」の持っている地域福祉活動拠点にふさわしい機能の発揮を目指す。

地区社会福祉協議会は、町内加入率の低下や老人クラブ会員数の減少に連動して活動が停滞傾向にある。引き続き、未設置地域での関係者との設立に向けた協議や地域福祉の担い手となる人材の発掘、育成に努める。また、地区ボランティアセンターの設置を地域に積極的に働きかけ、令和5年度から地区社協等を対象に支援を行っている災害時避難行動要支援者の個別避難計画の策定を加速する。

令和5年度に試行導入した福祉委員は、民生委員児童委員経験者を対象としていたが、地域における活動人材の確保の観点から対象者の拡大を図り、活動の範囲についても引き続き福祉委員の意見等を聴取し、検討する。

ボランティアセンターに登録される市民は、福祉活動の貴重な人材であることから、登録者の意思を実際の活動に十分に生かせるよう事務の効率化を図るとともに、災害ボランティアセンター設置時において登録や支援活動を円滑に進めるため、新たなシステムを導入する。

昨年10月には、新型コロナウイルス感染症の拡大で休止していた市民委員会、民生委員児童委員連絡協議会、社協の三団体共催の「地域支えあいのまちづくりセミナー」を公会堂において開催し、参加者の地域福祉活動への理解を深めることができた。過去、社協においても全市的な福祉パレード等を実施していたが、地域福祉の取組強化のためには、地区社協、ボランティア、福祉関係事業者などの相互理解と連携が不可欠で、社協の制度創設当時の目的もそこにあった。今年度、新たに旭川市共同募金委員会との共催で、関係者が一堂に会し、地域共生社会の実現に向けた関係者の意識の共有を図るとともに、福祉活動において貢献があった市民、団体の顕彰等を行う「（仮称）福祉大会」の実施に向け取り組む。

2 権利擁護事業の充実強化

高齢社会の到来により、認知症、知的障害その他の精神上的障害があることで財産の管理又は日常生活等に支障がある市民が増えている。本会では平成25年度に、8町との広域連携の成年後見センター事業を市から受託し、市民後見人の養成や成年後見制度の普及等を行っている。令和2年度からは、自主事業として法人後見事業をスタートさせた。当該事業の成年被後見人等も年々増えつつあることから、業務の円滑な執行に努める。

また、令和5年度から検討・試行していた成年後見制度の活用までに至らない高齢者等の市民を対象に、有料で見守りや金銭管理、死後事務などの支援を行う「あんしんサポート事業」を本格実施する。

高齢者、障がい者、子育て世帯等の住宅の確保に配慮が必要な市民も増えている。令和4年度から住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への円滑な入居の促進を図る「住宅確保要配慮者居住支援協議会」の事務を市から引き継ぎ、現在、協議会の事務のほか相談対応や住宅情報の提供等を行っている。市民生活の安定等のため、先に記載のあんしんサポート事業などとの連携を強化し、取組の充実を図るため、今年度中に住宅セーフティネット法に基づく居住支援法人としての認定を目指す。

3 介護保険事業の見直しと障害福祉サービスの充実

「経営改善計画2021」において、本会が行う介護保険事業のあり方を見直すこととし、令和3年度末をもって「すずかけ」のデイサービス、グループホーム事業を廃止し、令和4年12月からは職員で構成する検討チームを設置し、見直しに向けた検討を行った。

検討チームでは、社協は公共性の高い法人であり、「本人が望む住み慣れた地域で最後まで暮らせるように」軸足を居宅介護支援事業や特定相談支援事業に置きつつ、訪問介護事業、重度訪問事業、同行援護事業、移動支援事業を維持することが望ましいと報告したが、職員の高齢化が進み、今後退職が相次ぐ状況の中、人材が確保されることを前提とした検討結果であり、将来的な収支見通しも厳しいものとなっていた。

こうした報告の内容であったが、地域共生社会の実現に向けた在宅サービス課職員の地域福祉の取組等での経験、知識、技術の活用やこれまで収支状況、令和5年度の決算見込みなどを総合的に考慮し、居宅介護支援事業は令和6年度をもって廃止することとし、(介護)訪問介護事業についても、今後3年後を目途に廃止することを目指すこととする。

一方、障害福祉サービスについては、特に市内では障がい者(児)のサービスの利用計画におけるセルフプランの割合が高く、その要因として相談支援専門員や関係事業所が不足していることから、検討チームの報告にあるように、特定相談支援事業に力を入れつつ、(障がい)訪問介護事業等の維持充実を図る。

4 事務局体制の整備

地域共生課の重層的支援体制整備事業、ボランティアセンター事業、地域支えあいのまちづくり事業(地区社協関係)への対応を強化するため、旭川市共同募金委員会の事務を企画総務課に移管する。また、居宅介護支援事業の廃止に併せ、中央地域包括支援センターの体制を強化する。

総合相談支援課では、不安を抱える女性相談支援事業を廃止し、福祉人材バンク事業を

企画総務課に移管する。一方、法人後見事業やあんしんサポート事業、住宅要配慮者居住支援事業の充実を図るとともに、コロナ禍での生活福祉資金の特例貸付の償還管理と対象者の生活支援業務が重要となっていることから、職員の業務配分を見直す。

在宅サービス課については、「3 介護保険事業の見直しと障害福祉サービスの充実」に記載したとおり、雇用の確保を前提に職員配置を見直す。

非正規職員が多数を占める本会においては、その処遇改善が大きな課題になっている。本会の職員、準職員の給与は公務員に準じている部分が多く、去年の人事院勧告では公務員職場の会計年度任用職員（準職員と同様）に勤勉手当が支給可能になるように改められ、加えて支給割合も職員と同じになった。このことを受け、準職員の給与は期末手当と勤勉手当に分離し、その支給割合を上げる。なお、昨年、職員を対象に課題となっていた人事評価を試行導入したが、勤勉手当への人事評価結果の反映については、引き続き検討する。

また、これまでも実施してきた非正規職員の職員への内部登用についても、引き続き収支状況や業務量等を考慮しながら取り組む。

5 令和6年度資金収支予算と収支構造の改革

令和6年度の資金収支予算は、当期資金収入合計では603,136千円で、前年度当初予算と比較して3,946千円の減、当期資金支出合計は643,437千円で、前年度に対して16,242千円の増となり、差引の当期資金収支差額合計では、マイナスが前年度より20,188千円拡大することになった。

経常的な事業活動による収入及び支出である「事業活動による収支」の収入は、581,935千円で前年度に対し10,561千円減となっている。内訳として居宅介護支援事業の令和6年度中の廃止で介護保険事業収入で26,596千円の減、不安を抱える女性相談支援事業の受託廃止により市受託金において10,000千円の減になっているが、重層的支援体制整備事業の市受託金収入では13,000千円増、生活福祉資金貸付事業の償還管理業務等で道社協の受託金収入において12,626千円の増額を見込んでいる。

一方、「事業活動による収支」の支出は、634,525千円で、前年度より17,216千円の増額となった。内訳では人件費の26,407千円の増が大きく影響した。人件費の増額要素の中では7,074千円の退職給付支出の増額があり、重層的支援体制整備事業の増員分等の給与や職員、準職員等のベースアップ分が含まれている。令和5年度の人事院勧告による期末手当、勤勉手当の支給割合の引上げによる増額分は約6,000千円になっている。

結果、収入、支出の差引の事業活動資金収支差額では△52,590千円と、前年度当初予算の倍額以上のマイナスとなった。なお、退職給付支出は、「その他の活動による収支」の収入に積立資産取崩収入7,189千円を計上し、財源が補てんされている。

このように、全体的には非常に厳しい予算編成となっているが、基金・積立金の取崩しでは、地域福祉活動振興基金が前年度と同額の10,000千円に抑制している。

また、予算編成作業における執行経費の見直し等で、事業費支出において4,038千円減、事務費支出において3,583千円の減となっている。令和6年度も最低賃金の引き上げなどの費用の増額が予想されるものもあり、執行段階においても経費の節減に努める。

2の(3)で記載したように、今後、自主事業の介護保険事業を縮小し、受託事業以外の単

独自のボランティアの発掘・育成、活動の活発化、また、地区社協など地域福祉の活動基盤強化等の地域福祉の推進に寄与する取組に社協のマnpワ-を投入すると、これらの事業は充当財源がないだけに、本会の収支のバランスは崩れていくことが予想され、補助金、受託金収入の収入に占める割合も相対的に増加する。

会費、寄附金、共同募金活動の配分金の獲得は、「経営改善計画 2021」においても課題としていたが、令和5年度まで具体的な行動には至らなかった。住民会員会費や寄附金、そして共同募金配分金などは、社協の活動が住民や関係機関、団体に理解、評価されることで、一定額の確保は期待できるはずである。こうしたことを念頭に、財務構造の改革へ具体的な検討を行い、実施可能なものは随時取り組むこととする。

また、本会は現金預金が非常に少なく、流動比率は令和4年度末で137.6%と中核市社協の平均250.7%に比較して非常に低く、資金不足のため基金を取り崩すことが続いている。令和5年度の補正予算において施設整備積立金の有効活用を図るべく、取崩しを行ったが、引き続き、ボランティア活動の振興など地域福祉や本会の円滑な運営のために、積立金の有効活用を図っていく。

Ⅲ 令和6年度の各事業について

次に、各事業を令和6年度資金収支予算のサービス区分ごとに、その概要を記載した。令和6年度事業計画は、主な取組や変更する内容等で、重点事項と重複する記載もある。令和6年度予算額は、事業活動による収支の「事業活動支出額」とした。

〈社会福祉事業〉

1 法人運営事業

(1) 目的

法人としてのガバナンス強化や運営の透明性等の向上のため評議員会、理事会等の会議を効果的に開催するとともに、各種施策の円滑かつ効果的な執行のため人事、予算、財産、各種計画、広報など事務局組織の執行体制の充実に努める。また、本会は、旭川市共同募金委員会事務局及び市内の福祉施設の苦情処理を行う明るい福祉施設をつくる運営協議会の事務局を担っている。これらの業務についても適切に処理する。

(2) 令和6年度事業計画

ア 評議員会の開催

イ 理事会の開催（年4回以上）

ウ 第7期地域福祉活動計画並びに経営改善計画の管理

エ 部会の積極的開催（すずかけ、神楽事務所の事業、会費・寄附金の検討等）

オ 人事評価の実施、職員のキャリアアップ支援、研修の充実等

カ 旭川・水原姉妹都市提携35周年に伴う水原市社会福祉協議会等との交流事業の実施

キ すずかけの管理運営

地域福祉活動拠点として、地区社協、民生委員児童委員、住民組織の活動等の利用に供するとともに、今後の施設の在り方について部会において協議する。

また、令和6年度は、重層的支援体制整備事業の職員（一部）の執務室としても使用することとし、令和6年度予算における管理費等の共通経費については、当該事業と按分し計上している。

(3) 令和6年度事業予算額 75,671千円

(4) 職員数の推移

毎年4月1日現在	R1	R2	R3	R4	R5	R6/3
職員数合計	167	162	159	144	135	137
常勤職員	95	94	96	94	89	92
正職員(職員)	19	18	20	23	22	22
準職員	76	76	76	71	67	70
事務員(常勤嘱託)	31	29	30	30	22	24
技術員(嘱託)	45	47	46	41	45	46
パート職員(非常勤嘱託)	72	68	63	50	46	45

※ 令和6年3月末は見込み数である。

2 地域支えあいのまちづくり事業

(1) 始期 平成24年度

(2) 目的

地区社会福祉協議会や地区民生委員児童委員協議会、地区市民委員会、町内会等の各団体との協働の下で、地域がすべての人を包み込み、支える地域づくりを推進することを目的とする。

なお、地区社協は、本会の会員規程で組織会員に位置付けており、現在、市内で53地区に設置(2地区休止)されている。

(3) 実施状況及び令和6年度目標

ア 安心見守り事業

区分 \ 年度	R3	R4	R5 (見込み)	R6 (目標値)
対象者数(人)	3,253	4,299	4,300	4,400
担い手数(人)	1,697	1,935	2,000	2,000
見守り回数(回)	138,969	129,320	130,000	131,000

イ ふれあいサロン事業

区分 \ 年度	R3	R4	R5 (見込み)	R6 (目標値)
実施箇所(箇所)	99	122	120	125
参加者数(人)	26,363	32,549	35,000	36,000

ウ 地域特性を活かした事業(除雪・排雪事業、啓発・養成・研修事業等)

区分 \ 年度	R3	R4	R5 (見込み)	R6 (目標値)
実施地区(箇所)	42	45	49	50

エ 地区社協広報紙発行事業

区分 \ 年度	R3	R4	R5 (見込み)	R6 (目標値)
実施地区(箇所)	38	36	42	44
延べ発行部数(枚)	123,099	114,323	133,000	135,000

(4) 令和6年度事業計画

ア 安心見守り事業及びふれあいサロン事業

イ 地域ニーズの把握と地区社会福祉協議会の支援

ウ 地域における新たな担い手の発掘・養成、活動支援

エ 郊外地・農山村地域における支えあいの仕組みづくり

オ 地区ボランティアセンター(地区ボランティア部)の設置の推進

カ 災害時個別避難計画の策定の推進

キ 「地域支えあいセミナー(3団体共催)」等の研修会の実施

ク 地域福祉の推進を図るため「福祉委員」の委嘱

- (5) 令和6年度事業予算額 25,394千円

うち地区社会福祉協議会助成額の推移 (千円)

年度	R1	R2	R3	R4	R5(見込み)	R6(予算)
助成金	19,023	16,215	16,517	14,486	17,259	18,821

3 重層的支援体制整備事業

- (1) 始 期 令和4年度(生活支援体制整備事業は平成30年度)

- (2) 目 的

属性や世代を問わない包括的な相談支援体制を構築し、制度の狭間の課題や複雑化・複合化した事例への対応を行うとともに、支援に必要なネットワークづくりを推進する。

- (3) 実施状況及び令和6年度目標

区分	年度	R3	R4	R5(見込み)	R6(目標値)
協議体の設置(箇所)		13	13箇所25回	15箇所26回	17箇所29回
ボランティア養成講座開催(回)		32	30	23	25
人的資源把握数(人)		280	300	568	590
ボランティア調整件数(件)		56	50	99	110

*R3年:生活支援体制整備事業 R4年以降:重層的支援体制整備事業

- (4) 令和6年度事業計画

- ア アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
- イ 多機関協働事業
- ウ 参加支援事業
- エ 地域づくり事業(生活支援体制整備事業)

- (5) 令和6年度事業予算額 76,832千円

4 ボランティアセンター事業

- (1) 始 期 平成15年度(愛情銀行は昭和38年度)

- (2) 目 的

子どもをはじめ幅広い世代へボランティア活動への理解を深めるとともに、新たな活動者を発掘・養成し、気軽に参加できるような環境づくり等、活動支援の充実を図る。

また、多様化する個別支援ニーズに対応する。台風等による風水害などの災害時に復興支援のボランティアを受け入れ、円滑に活動できる体制を整備する。

- (3) 実施状況及び令和6年度目標

区分	年度	R3	R4	R5(見込み)	R6(目標値)
ボランティア希望相談(件)		56	72	70	80
ボランティア活動相談(件)		44	41	70	80
コーディネート件数(件)		40	72	70	80
総合学習の支援(校)		6	10	10	15
総合学習の支援対象人数(人)		316	496	500	750

- (4) 令和6年度事業計画

- ア 新たな担い手の発掘・養成、活動支援を目的とした機能強化
- イ 児童、生徒、学生を対象とした普及啓発
- ウ 愛情銀行の普及啓発・情報発信
- エ 災害ボランティアセンターの体制整備及び災害ボランティアの養成
- オ ボランティア登録等の事務に係る新システムの導入

(5) 令和6年度事業予算額 10,749千円

5 ファミリーサポートセンター介護型事業

(1) 始 期 平成15年度

(2) 目 的

住民相互の支え合いの仕組みにより、介護家族の負担軽減や高齢者等の地域生活を支援し、誰もが安心して暮せる地域づくりを推進する。

(3) 実施状況及び令和6年度目標

区分	年度	R3	R4	R5 (見込み)	R6 (目標値)
新規提供会員登録数(人)		21	29	19	40
活動数(回)		1,002	1,002	1,060	1,200
活動時間数(時間)		2,000	1,861:30	1,754	2,000

(4) 令和6年度事業計画

ア 事業広報の強化

イ 提供会員の養成と活動支援

ウ 住民参加型在宅福祉サービス事業等との連携

(5) 令和6年度事業予算額 5,396千円

6 認知症高齢者見守り事業

(1) 始 期 平成18年度

(2) 目 的

住民相互の支え合いの仕組みにより、認知症介護家族の負担軽減や高齢者等の地域生活を支援し、誰もが安心して暮せる地域づくりを推進する。

(3) 実施状況及び令和6年度目標

区分	年度	R3	R4	R5 (見込み)	R6 (目標値)
新規提供会員登録数(人)		21	30	19	40
活動数(回)		336	526	806	1,000
活動時間数(時間)		515:15	962	1,105	1,200

(4) 令和6年度事業計画

ア 事業周知の強化

イ 提供会員の養成と活動支援

ウ 住民参加型在宅福祉サービス事業等との連携

(5) 令和6年度事業予算額 4,639千円

7 認知症サポーター等養成事業

(1) 始 期 平成21年度

(2) 目 的

認知症サポーターの養成などを通じて、認知症に関する正しい知識の普及や新たな担い手の養成に取り組み、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを推進する。

(3) 実施状況及び令和6年度目標

区分	年度	R3	R4	R5 (見込み)	R6 (目標値)
養成講座の回数(回)		32	35	43	60
養成サポーター数(人)		939	880	1,288	1,500

- (4) 令和6年度事業計画
 ア 認知症サポーターの養成及び活動支援
 イ キャラバン・メイトの活動支援
 (5) 令和6年度事業予算額 4,393千円

8 福祉除雪サービス事業

- (1) 始 期 平成15年度
 (2) 目 的
 住民相互の支え合いの仕組みにより、自力では除雪が困難な高齢者等の地域生活を支援し、誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進する。

- (3) 実施状況及び令和6年度目標

区分 \ 年度	R3	R4	R5 (見込み)	R6 (目標値)
依頼会員数(人)	252	252	235	240
提供会員数(人)	72人・6団体	70人・7団体	68人・6団体	80人・10団体
活動数(回)	4,153	4,527	3,800	4,500

- (4) 令和6年度事業計画
 ア 提供会員の確保
 イ 住民参加型在宅福祉サービス事業等の連携
 (5) 令和6年度事業予算額 3,764千円

9 福祉人材バンク事業

- (1) 始 期 平成3年度
 (2) 目 的
 福祉の職場で働きたい住民に寄り添い、職員を採用したい福祉の職場をつなぐ伴走型の相談支援を行い、就職のミスマッチを防ぎ、福祉の職場での定着就労を目指す。

- (3) 実施状況及び令和6年度目標

区分 \ 年度	R3	R4	R5 (見込み)	R6 (目標値)
求人数(件)	883	818	850	830
求職者数(人)	127	144	130	100
就職者数(人)	24	19	15	20

- (4) 令和6年度事業計画
 ア 福祉人材無料職業紹介事業として、求職者の登録、見学同行及び紹介状の発行
 イ 社会福祉事業経験者再就労のため、福祉マンパワー活用講習会の開催
 ウ 福祉サービスに関する啓発、広報事業の推進
 エ ハローワークでの出張相談会の実施、事業所、採用者へのフォローによるマッチング機能等の強化と併せて、旭川市の人材確保事業等との連携した事業実施の検討
 (5) 令和6年度事業予算額 9,245千円

10 自立サポートセンター事業

- (1) 始 期 平成26年度
 (2) 目 的
 生活困窮者自立支援法に基づく旭川市の自立相談支援機関として、仕事や生活に関する

る経済的な困りごとについての相談を受け、解決するためのプランを一緒に考え、利用できる制度やサービス、就労支援に関する社会資源を活用しながら自立して暮らすことができるように個々の状況に応じた支援を行う。

(3) 実施状況及び令和6年度目標

ア 自立相談支援事業実施状況

区分	年度	R3	R4	R5 (見込み)	R6 (目標値)
相談延べ件数(人)		2,549	1,888	3,000	3,050
新規相談者数(人)		942	396	480	530
支援プラン策定数(件)		623	86	129	265

イ 家計改善支援事業実施状況(R2年度事業開始)

区分	年度	R3	R4	R5 (見込み)	R6 (目標値)
相談延べ件数(人)		1,184	461	763	800
新規相談者数(人)		630	133	193	200
支援プラン策定数(件)		602	16	23	50

(4) 令和6年度事業計画

- ア 一人ひとりの状況に応じた自立に向けた支援プランの作成
- イ ハローワーク及び就労準備支援事業等と連携した就労支援
- ウ 社会的ひきこもり防止のための就労支援に繋がる社会参加支援の実施
- エ 住居確保給付金の申請に対する相談及び就労支援
- オ 支援調整会議及び全体会議開催による多機関協働のネットワーク構築
- カ ニュースレター発行等による情報発信及びセンター周知活動
- キ 家計再建に向けた相談支援及び家計再生プランの作成

(5) 令和6年度事業予算額 32,320千円

11 旭川成年後見支援センター事業

(1) 始 期 平成25年度

(2) 目 的

認知症、知的障がい、精神障がい等のため判断能力が十分でない住民の「契約」や「財産管理」等に関する相談に応じ、成年後見制度の利用が必要か検討し、制度利用の手続きを支援する。また、制度の普及・啓発のための研修会の開催や広報を行うとともに、市民後見人の養成を行う。なお、成年後見制度の利用支援体制の充実は、上川中部の1市8町の連携中枢都市圏形成に係る事業に位置付けられている。

(3) 実施状況及び令和6年度目標

ア 利用状況(相談件数)

区分	年度	R3	R4	R5 (見込み)	R6 (目標値)
利用者数(人)		1,092	1,147	1,600	1,650

イ 市民後見人養成研修

区分	年度	R3	R4	R5 (見込み)	R6 (目標値)
参加人数(人)		13	15	15	15

ウ 相談件数及び市民後見人支援実績

区分	年度	R3	R4	R5 (見込み)	R6 (目標値)
利用者数(人)		31	31	30	30
市民後見新規受任件数(件)		5	5	5	5
市民後見人相談件数(件)		681	645	800	700

(4) 令和6年度事業計画

- ア 相談対応業務として隣接 8 町での出張相談および出張相談会の開催
 - イ 普及啓発等の研修会の開催
 - ウ 市民後見人養成
 - エ 運営委員会及び市民後見人検討部会の開催
 - オ 市民後見人による成年後見制度利用前金銭管理事業の実施（新規）
- (5) 令和 6 年度事業予算額 23,410 千円

12 法人後見事業

- (1) 始 期 令和 2 年度
- (2) 目 的

判断能力が不十分な方を、法人として成年後見制度により保護するとともに、親亡き後を想定した長期的な支援や、市民後見人が対応できない案件などに対応する。

- (3) 実施状況及び令和 6 年度目標

ア 受任者数

区分 \ 年度	R3	R4	R5（見込み）	R6（目標値）
受任者数(人)	6	12	12	12

イ 相談及び被後見人対応件数

区分 \ 年度	R3	R4	R5（見込み）	R6（目標値）
利用者数(人)	8	21	33	40
対応延べ件数(回)	366	2,220	3,400	4,500

- (4) 令和 6 年度事業計画

- ア 法人後見にかかる相談支援業務
- イ 行政手続き、日常的な金銭管理など後見人等としての業務
- ウ 普及啓発の推進
- エ 死後事務、みまもりサービスなどの事業実施及び普及啓発

- (5) 令和 6 年度事業予算額 7,640 千円

13 日常生活自立支援事業

- (1) 始 期 平成 27 年度
- (2) 目 的

判断力に不安がある方を対象に、福祉サービス利用の手続きや生活費の管理、重要な書類の預かり等の支援を北海道社会福祉協議会の登録支援員が行う。また、判断能力の低下に伴い成年後見制度への移行が円滑に行えるよう、成年後見支援センターと連携した支援を行う。

- (3) 実施状況及び令和 6 年度目標

ア 利用状況(契約件数)

区分 \ 年度	R3	R4	R5（見込み）	R6（目標値）
利用者数(人)	9	7	8	3

イ 相談及び対応件数

区分 \ 年度	R3	R4	R5（見込み）	R6（目標値）
利用者数(人)	9	7	8	3
対応延べ件数(回)	407	420	400	150

- (4) 令和 6 年度事業計画

- ア 相相談支援及び事業契約者の支援及び成年後見制度への移行支援
 - イ 普及啓発の推進
 - ウ 生活支援員の養成
- (5) 令和6年度事業予算額 365千円

14 生活福祉資金貸付事業

- (1) 始 期 昭和62年度

- (2) 目 的

他の貸付制度が利用できない低所得者や障がい者世帯、高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行う。

- (3) 実施状況及び令和6年度目標

区分	年度	R3	R4	R5 (見込み)	R6 (目標値)
利用者数(人)		3,978	3,122	1,800	1,894
生活福祉資金(人/円)		49/25,378,000	28/57,881,000	25/50,000,000	40/36,797,000
特別生活資金(人/円)		2/100,000	1/50,000	1/50,000	1/50,000
臨時特例つなぎ資金(人/円)		0	0	0	0
特例貸付【新型コロナ】 (人/円)		3,927/ 1,127,209,000	377/ 136,180,000		

- (4) 令和6年度事業計画

ア 生活福祉資金貸付及び相談業務

イ 民生委員児童委員への援助活動費交付等、旭川市民生委員児童委員連絡協議会との連携・調整

ウ コロナ特例貸付者への償還管理業務

- (5) 令和6年度事業予算額 31,077千円

15 母子家庭等就業・自立支援センター事業

- (1) 始 期 平成20年度

- (2) 目 的

母子家庭等の社会的自立を支援するため、就業に係る情報提供や生活全般にわたる相談支援を行う。

- (3) 実施状況及び令和6年度目標

区分	年度	R3	R4	R5 (見込み)	R6 (目標値)
利用者数(人)		398	417	437	473
求職登録(人)		44	48	52	90
求人登録企業(社)		96	100	105	108
セミナー・講習会等開催(回)		4	4	13	20
セミナー・講習会等参加者(人)		13	14	15	25
プログラム策定(件)		12	25	19	29

- (4) 令和6年度事業計画

ア 就業相談、就業促進活動及び巡回相談会の実施

イ 就業支援講習会などのセミナー、講習会、茶話会の開催

ウ 自立サポートセンター、ハローワーク及び関係機関と連携した求職者への求人情報の提供

エ 養育費等支援を目的とした無料法律相談会の開催

オ 自立支援プログラムの策定及び相談支援の実施

(5) 令和6年度事業予算額 10,504千円

16 居宅介護支援事業（介護保険）

(1) 始 期 平成12年度

(2) 目 的

地域で生活をする介護の必要な市民が適切な介護サービスを受けることができるように、利用者本人やその家族からの要望を受け介護サービス計画（ケアプラン）を作成する。

(3) 実施状況及び令和6年度目標

区分	年度	R3	R4	R5（見込み）	R6（目標値）
計画作成数（要支援）（件）		832	850	692	340
同（要介護1.2）（件）		1,204	1,260	1,173	580
同（要介護3.4.5）（件）		318	330	300	150

(4) 令和6年度事業計画（令和6年度中の廃止）

ア ケアプラン作成、サービス事業所の調整及び要介護認定等の支援

イ 事業所体制（特定事業所Ⅱ）の維持

(5) 令和6年度事業予算額 10,599千円

17 訪問介護事業（介護保険）

(1) 始 期 平成12年度（昭和35年度に家庭巡回奉仕員事業受託）

(2) 目 的

訪問介護員（ホームヘルパー）が利用者の居宅を訪問し、入浴、排せつ等の身体介護や、調理、洗濯、掃除等の生活支援を行う。

(3) 実施状況及び令和6年度目標

区分	年度	R3	R4	R5（見込み）	R6（目標値）
利用者数（人）		1,837	1,334	1,117	1,230
サービス提供回数（回）		13,234	11,594	10,839	11,220
予 防		4,525	3,825	3,383	3,600
介護（生活）		3,491	2,513	2,137	2,330
介護（身体）		2,425	1,889	1,611	1,750
介護（身体/生活）		2,793	3,367	3,708	3,540

(4) 令和6年度事業計画

ア 高齢者の自立支援・重度化防止の推進

イ システムの活用、業務効率の向上などによる適切な事業所運営

ウ 計画的な研修などによる職員のスキルアップ

エ 職員の確保

(5) 令和6年度事業予算額 40,981千円

18 訪問介護事業（障害福祉）

(1) 始 期

- ・ 居宅介護 平成25年度（昭和42年度に身体障害者家庭奉仕員事業受託）
（指定居宅介護事業所指定 平成18年10月1日）
- ・ 重度訪問介護 平成28年度（指定重度訪問介護事業所指定 平成18年10月1日）

- ・同行援護 平成 28 年度（指定同行援護事業所指定 平成 23 年 10 月 1 日）
- ・移動支援 平成 28 年度（指定移動支援事業所指定 平成 18 年 10 月 1 日）

(2) 目的

- ・居宅介護 障がい者(身体・知的・精神)等に対して、居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行う。
- ・重度訪問介護 重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい、精神障がいにより行動上著しく困難を有する者に対し、居宅における身体介護及び家事支援、生活等に関する相談や助言、その他生活全般にかかる支援、外出時における移動中の介護等を実施する。
- ・同行援護 視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する者に対して、外出時において同行し、必要な情報を提供するとともに必要な援助を適切かつ効果的に実施する。
- ・移動支援 単独では外出困難な障がい児・者が、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動や社会参加のための必要な移動の介助及び外出時に介護を行う。

(3) 実施状況及び令和 6 年度目標

・居宅介護

区分	年度	R3	R4	R5 (見込み)	R6 (目標値)
利用者延べ数 (人)		1,183	1,130	1,161	1,145
サービス提供延べ時間(時間)		16,477	16,166	15,006	15,580

・重度訪問介護

区分	年度	R3	R4	R5 (見込み)	R6 (目標値)
利用者延べ数 (人)		53	36	24	30
サービス提供延べ時間(時間)		3,771	2,199	1,362	1,780

・同行援護

区分	年度	R3	R4	R5 (見込み)	R6 (目標値)
利用者延べ数 (人)		229	240	238	237
サービス提供延べ時間(時間)		2,506	2,705	2,725	2,715

・移動支援

区分	年度	R3	R4	R5 (見込み)	R6 (目標値)
利用者延べ数 (人)		271	235	252	244
サービス提供延べ時間(時間)		1,550.5	1,513	1,641	1,580

(4) 令和 6 年度事業計画

- ア 自立支援・重度化防止の推進
- イ システムの活用、業務効率の向上などによる適切な事業所運営
- ウ 計画的な研修などによる職員のスキルアップ
- エ 職員の確保

(5) 令和 6 年度事業予算額

- ・居宅介護 60,853 千円
- ・重度訪問介護 5,673 千円
- ・同行援護 10,833 千円
- ・移動支援 6,942 千円

19 特定相談支援事業（障害福祉）

(1) 始 期 平成 25 年度 （特定相談支援事業所指定 平成 27 年 10 月 1 日）

(2) 目 的

障がい者の心身の状況、おかれている環境、サービスの利用に関する意向等のアセスメントを実施し、利用する障害福祉サービス又は地域相談支援の種類及び内容を定める「サービス等利用計画案」を作成、支給決定後に、障害福祉サービス事業所等と調整を図りモニタリング期間を定めた「サービス等利用計画」を作成する。

(3) 実施状況及び令和 6 年度目標

区分	年度	R3	R4	R5（見込み）	R6（目標値）
利用者数（人）		594	788	828	970
サービス利用支援（件）		142	213	194	180
継続サービス利用支援（件）		452	572	633	960

(4) 令和 6 年度事業計画

ア 自立支援・重度化防止の推進

イ 適切な事業所運営及び地域ニーズに対応した支援体制の整備

ウ 相談支援体制の強化

(5) 令和 6 年度事業予算額 21,545 千円

〈公益事業〉

1 民生委員児童委員連絡協議会事務局事業

(1) 始 期 平成 20 年度（旭川市から移管）

(2) 目 的

民生委員児童委員の活動について連絡調整を行い、関係機関と協力して住民の福祉の増進を図ることを目的に設置される旭川市民生委員児童委員連絡協議会の事務局として、民生委員児童委員や地区民児協の活動支援等を行う。

(3) 民生委員数

34 地区 760 名（令和 6 年 3 月 1 日現在）（定数 786 名）

(4) 実施状況及び令和 6 年度目標

ア 会議等の開催

区分	年度	R3	R4	R5（見込み）	R6（目標値）
常任理事会（回）		12（書面 3）	13（臨時 1）	12	12
理事会（回）		1	2	1	1

イ 研修会等

区分	年度	R3	R4	R5（見込み）	R6（目標値）
部会研修（回）		1	4	5	5
全体研修（回）		5	5	5	5
個別研修（回）		0	1	2	1

(5) 令和 6 年度事業計画

ア 理事会、部会、研修会及び表彰の実施並びに弔辞等の対応

イ 道民児連、市担当部局との連携

ウ 業務負担の軽減と情報アクセスの改善に向けた実証実験（継続）

民生委員児童委員の事務作業等の負担軽減と人材確保に向けた取組として、モデル地区の委員にタブレット端末を配付（市予算）

エ 民生委員児童委員活動の市民の理解促進に向けた取組

作文コンテストの継続開催や、こども民生委員（モデル地区選定）などの事業を検討し、新たな担い手確保などにつながる活動を推進

(6) 令和6年度事業予算額 10,066千円

2 住宅要配慮者居住支援事業

(1) 始 期 令和4年度

(2) 目 的

住宅確保要配慮者（低額所得者、高齢者、障害者等の方）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、住宅確保賃貸住宅への入居に係る住宅情報の提供・相談、見守りなどの生活支援等を実施する。

(3) 実施状況及び令和6年度目標

区分	年度	R4	R5（見込み）	R6（目標値）
相談受付数(人)		43	45	70
物件成約数(件)		3	8	15

(4) 令和6年度事業計画

ア 相談者への物件紹介及びセミナーの開催

イ 入居促進のために権利擁護支援事業などとの連携

ウ 居住支援法人の認定取得

(5) 令和6年度事業予算額 3,800千円

3 地域包括支援センター運営事業

(1) 始 期 平成18年度

(2) 目 的

市から受託している事業で、高齢者等の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的としている。

(3) 実施状況及び令和6年度目標

区分	年度	R3	R4	R5（見込み）	R6（目標値）
総合相談支援対応(件)		2,848	2,523	2,900	2,950
地域ケア個別会議(回)		9	26	30	30
地域ケア推進会議(回)		9	23	23	20

(4) 令和6年度事業計画

ア 総合相談支援業務

課題解決のための支援を通じた地域課題抽出と地域包括ケアの推進

イ 権利擁護業務

早期発見・早期対応に資する権利擁護の理解促進のための普及啓発

ウ 包括的・継続的ケアマネジメント業務

地域の介護支援専門員がケアマネジメント技術等を高めるための支援体制の充実

エ 第一号介護予防支援事業に係る業務

旭川市ケアマネジメント基本方針等に基づき、対象者が包括的・効率的なサービス

利用が主体的に行うための関係機関等への適切な関与

オ 一般介護予防事業に係る業務

フレイル等の健康リスクに関する理解促進と健康不明者等の早期発見・早期対応

カ 認知症総合支援事業

認知症の方やその家族を地域で支える体制構築と認知症の早期発見・早期対応

(5) 令和6年度事業予算額 51,150千円

4 介護予防支援事業

(1) 始 期 平成18年度

(2) 目 的

要支援者が要介護状態となることを予防し、自立した生活を送ることができるよう、生きがいや自己実現の取組を総合的に支援する。

(3) 実施状況及び令和6年度目標

区分	年度	R3	R4	R5 (見込み)	R6 (目標値)
支援実績数(件)		3,242	3,729	4,109	3,952
包括直接(件)		1,131	1,028	1,235	1,332
居宅委託(件)		2,111	2,701	2,874	2,620

(4) 令和6年度事業計画

旭川市ケアマネジメント指針等に基づく目標志向型のケアプラン作成

(5) 令和6年度事業予算額 19,643千円

5 総合事業

(1) 始 期 平成29年度

(2) 目 的

要支援者及び事業対象者が自立した生活を送ることができるよう、生きがいや自己実現の取組を総合的に支援し、要介護状態となることを予防する。

(3) 実施状況及び令和6年度目標

区分	年度	R3	R4	R5 (見込み)	R6 (目標値)
支援実績数(件)		3,768	3,499	3,552	3,534
包括直接(件)		1,401	958	984	1,226
居宅委託(件)		2,367	2,541	2,568	2,308

(4) 令和6年度事業計画

旭川市ケアマネジメント指針等に基づく目標志向型のケアプラン作成

(5) 令和6年度事業予算額 17,123千円

6 高齢者等健康福祉センター

(1) 始 期

ア いきいきセンター新旭川 平成5年度(平成17年度から指定管理者制度に移行)

イ いきいきセンター永山 平成6年度(平成17年度から指定管理者制度に移行)

ウ いきいきセンター神楽 平成29年度

(2) 目 的

旭川市の公の施設の指定管理者として効率的な管理運営に努め、設置目的である高齢

者の社会参加、生きがいつくり，健康の維持増進及び世代間交流を促進する。

(3) 実施状況及び令和6年度目標

ア いきいきセンター新旭川

年度	団 体		個人計	合 計		1日当り 利用者数
	件数	利用者数		利用者数	会館日数	
令和3年	235	1,553	11,915	13,468	242	55.7
令和4年	343	2,441	14,590	17,031	304	56.0
令和5年(計画)	300	2,000	15,000	17,000	309	56.0
令和6年(目標)	300	2,000	15,000	17,000	309	56.0

イ いきいきセンター永山

年度	団 体		個人計	合 計		1日当り 利用者数
	件数	利用者数		利用者数	会館日数	
令和3年	---	---	12,014	12,014	296	40.6
令和4年	---	---	16,459	16,459	345	47.7
令和5年(計画)	---	---	16,000	16,000	345	46.3
令和6年(目標)	---	---	16,000	16,000	345	46.3

ウ いきいきセンター神楽

年度	団 体		個人計	合 計		1日当り 利用者数
	件数	利用者数		利用者数	会館日数	
令和3年	1,092	10,516	7,873	18,389	242	76.0
令和4年	1,480	14,094	9,245	23,339	309	75.5
令和5年(計画)	1,500	15,000	9,000	24,000	309	77.0
令和6年(目標)	1,500	15,000	9,000	24,000	309	77.0

(4) 令和6年度事業計画

ア 利用者の健康相談及び健康管理

イ 教室等の開催、同好会支援及び主催行事の実施

ウ 職員研修等によるセンターの資質向上

エ 地域包括支援センター、図書館、児童センター等の複合施設内事業との連携(永山)

オ 併設保育園との連携及びボランティアサポーターの活動支援(神楽)

(5) 令和6年度事業予算額

ア いきいきセンター新旭川	23,171 千円
イ いきいきセンター永山	14,445 千円
ウ いきいきセンター神楽	16,302 千円